

令和 7 年第 7 回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 7 月 2 5 日（金） 午前 9 時 30 分～10 時 30 分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館 3 階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員（ 9 名 ）

1 番	吉留 義晃	2 番	南原 奈美子
3 番	赤崎 敬一郎	4 番	
5 番	前野 浩司	6 番	満園 和徳
7 番	山内 美千代	8 番	山崎 博文
9 番	坂元 兼一	10 番	池山 準一

(2) 推進委員（ 25 名 ）

11 番	下田 保幸	12 番	兒玉 伸一郎	13 番	野間 菊昭
14 番	池之野 智幸	15 番	久保蘭 貴政	16 番	水流 新藏
17 番	内村 正二	18 番	宮田 裕司	19 番	竹井 好博
20 番	長福 次美	21 番	田上 政喜	22 番	徳留 伸一
23 番	東條 好廣	24 番	平島 賢一	25 番	大野 恵美
26 番	堀之内 睦	27 番	上屋敷 守	28 番	大迫 勝哉
29 番	竹之内 重則	30 番	山口 治幸	31 番	狩宿 悦男
32 番	宮脇 純久	33 番	肝付 兼久	34 番	坂元 智一
35 番	村上 一徳				

(3) 職員（ 7 名 ）

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	下牧瀬 嘉子
農地係主事	中山 晴天
農地係主事	今村 圭佑
担い手支援室担い手支援係主任	山田 博彦
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員（ 1 名）

4 番 濱田 誠

5 会次第

- | | | |
|-------------|------------------------|---------|
| (1) 議案第 1 号 | 農地法第 3 条許可（農委）申請について | (7 件) |
| (2) 議案第 2 号 | 農地法第 5 条許可申請について | (2 件) |
| (3) 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について | (19 件) |
| (4) 議案第 4 号 | 非農地証明願について | (3 件) |

6 その他

事務局長	ただ今から令和 7 年第 7 回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、4 番濱田委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は 10 名中 9 名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員 25 名、全員の出席をいただいております。 以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、5 番前野浩司委員、6 番満園和徳委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、1 ページから 2 ページ、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 7-1 番から 6 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (中山)	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 7-1 番から 6 番について説明 7-1 番 所在：虎居字 [] 番 8、畑、農振農用地区域外、822 m ² 、売買による所有権移転 7-2 番 所在：田原字 [] 番 2、田、農振農用地区域外、1,131 m ² 、売買による所有権移転 7-3 番 所在：田原字 [] 番 4、田、農振農用地区域外、426 m ² 、売買による所有権移転 7-4 番 所在：白男川字 [] 番 1、田、農振農用地区域内、1,310 m ² 、所在：白男川字 [] 番、田、農振農用地区域内、1,126 m ² 、所在：白男川字 [] 番、田、農振農用地区域内、1,511 m ² 、売買による所有権移転 7-5 番 所在：求名字 [] 番 8、田、農振農用地区域外、177 m ² 、贈与による

事務局 (中山)	所有権移転 7-6 番 所在：鶴田字■■■■番、田、農振農用地区域内、667 m²、贈与による所有権移転 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。7-1 番、お願いします。
12 番委員	■■■■番 8 なんですけれども、ここは畑として、■■■■さんが長く耕作をされていたところです。家の隣がこの畑となっています。この持ち主は■■■■に住んでいて、もう帰ってくるできないということで、■■■■さんが耕作をされるということで、息子さんは■■■■におられて、農業をやっていきたいということでしたので、畑として、かなり洗練されたところでしたので、何ら問題はありませんでした。
議長	7-2 番、3 番、お願いします。
15 番委員	場所は、佐志の■■■■の手前にあります。■■■■の息子さんが建てている家の横、2 枚になります。今回、ああいう大きな家なので、営農されるにあたって、ご迷惑をかけるかもしれないということで、申請されている 2 枚の田んぼを■■■■に売ってくれと相談に行かれたようです。■■■■さん、■■■■さんが分かりましたということで、今回申請されたようです。以上です。
議長	7-4 番、お願いします。
17 番委員	譲渡人の■■■■さんと受人の■■■■さんは、今は住所は変わっていますが、元々は隣り合わせの家でございます。この土地は、譲渡人の■■■■さんが耕作放棄地となっておりました。受人の■■■■さんが購入を持ち掛けておりましたが、今回納得してもらうことになって、田を整備して利用したいとのことです。また、境界、用排水については問題ありません。進入路については、道路がありませんので、整備して利用したいとのことです。以上で報告を終わります。
議長	7-5 番、お願いします。
29 番委員	7-5 番について、■■■■さんと■■■■さんは親子、■■■■さんと■■■■さんは兄弟関係にあります。現在、■■■■さんと■■■■さんは■■■■にいらっしゃいまして、この土地を面倒見ることはほとんどないだろうということで、息子さんである■■■■さん、この方も■■■■にいらっしゃるんですが、こちらに譲るということで、両方とも承諾を得られたということです。面積は 177 m²なんですけど、元々屋敷があったところの後ろになります。そこで、生計を営んでいた名残の場所にあります。進入路等、問題ありませんので、よろしくお願いします。
議長	7-6 番、お願いします。
24 番委員	7-6 番について、渡人の■■■■さんは、そのお父さんの時代から■■■■さ

24 番委員	んに田んぼを作っていたておりました。名義が■■■さんになったんですが、財産について整理するに至って、長年作っていたいた■■■さんに譲渡したいということで話が参ったそうです。境界、用排水については問題ありません。以上です。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 7-1 番から 6 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 7-1 番から 6 番は、許可することに決定いたします。 次に、2 ページ、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 7-7 番を議題といたします。 なお、3 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-1 番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (中山)	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 7-7 番について説明 7-7 番 所在：久富木字■■■番 2、畑、農振農用地区域外、162 m²、売買による所有権移転 以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
事務局 (片野)	議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-1 番について説明 7-1 番 所在：久富木字■■■番 1、畑、農振農用地区域外、487 m²、地種：第 1 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：99.98 m²、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、一般住宅を建築したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。議案第 1 号の 7-7 番、議案第 2 号の 7-1 番、お願いします。
21 番委員	今話がありました、2 ページの 7-7 番、それから 3 ページの 7-1 番ですが、■■■さんの土地、今、耕作はほとんどされていなくて、何か 2 本ほど畑に植えてありましたが、草を刈る程度の管理はされていまして。3 ページで説明があったように、今回地元の家を建てたいということで相談があった、この土地を分けてくれんかという相談があったようで、そうしたら、いいことだということで■■■さんに了承していただいて、本人とも話をしましたが、町水道もきていないが、今後、井戸を掘って水の確保もやっていく予定ということで、計画の案ができていましたので、お互い納得して申請することになったようです。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、

議長	事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。 また、本件は、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の7-7番、並びに議案第2号「農地法第5条許可申請について」の7-1番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の7-7番、並びに議案第2号「農地法第5条許可申請について」の7-1番は、許可することに決定いたしました。 なお、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の7-1番は、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。 次に、3ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の7-2番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第2号「農地法第5条許可申請について」の7-2番について説明 7-2番 所在：宮之城屋地字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、1,119㎡、地種：第3種農地、形態：転用、用途：共同住宅用地、施設：共同住宅、施設面積：283.2㎡、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、共同住宅を建築したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。7-2番、お願いします。
11番委員	7-2番の調査結果について、現状は高さ1mくらいの雑草が生えているような状態のところでした。申請地は第3種農地でもありまして、4m道路に隣接しておりまして、周り、3方は住宅に囲まれておりました。その共同住宅としての利用は仕方ないかと思われます。境界、進入路、用排水にも問題無いと思いました。よろしくお願いします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

　よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第２号「農地法第５条許可申請について」の７-２番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

　全員賛成ですので、議案第２号「農地法第５条許可申請について」の７-２番は、許可することに決定いたしました。

　次に、４ページ、議案第３号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、中間管理権と利用権設定の総括表について、事務局の説明をお願いします。

事務局
（下牧瀬）　議案第３号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の４ページ、中間管理権と利用権設定の総括表について朗読及び説明

議長 　それでは、議案第３号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定を議題といたします。

　本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が２件ありますので、その案件を先に審議いたします。

　まず初めに、７ページの７-９番を議題といたします。

　■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
（下牧瀬）　議案第３号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の７ページ、７-９番について朗読及び説明

議長 　ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

　よろしいですか、それでは採決いたします。

　議案第３号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の７-９番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

　全員賛成ですので、議案第３号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の７-９番は、妥当とすることに決定いたします。

　■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

　次に、９ページ、議案第３号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の７-１６番を議題といたします。

　■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
（下牧瀬）　議案第３号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の９ページ、７-１６番について朗読及び説明

議長 　ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の7-16番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の7-16番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、5ページから10ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(下牧瀬)

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の5ページから10ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、11ページ、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(片野)

議案第4号「非農地証明願について」説明

7-1 番

所在：田原字■■■■番、田、農振農用地区域内、183 m²、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

所在：田原字■■■■番、田、農振農用地区域内、134 m²、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

所在：田原字■■■■番、田、農振農用地区域内、113 m²、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

7-2 番

所在：紫尾字■■■■番■■、田、農振農用地区域外、1,757 m²、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

7-3 番

所在：神子字■■■■番1、田、農振農用地区域外、167 m²、判定地目：雑種地、利用状況：耕作放棄地

議長

ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお願いします。7-1 番、お願いします。

15 番委員	現地は佐志の水田の隣なんですが、14 ページの地図で、マークがあるところのすぐ後ろ側は、もう山でした。現場は、進入路も管理機が 1 台入るか、入らないかのところで、もう草だらけで、山からの雑木の枝が伸びて、覆いかぶさって、更に、山と申請地との境界は、金網柵が敷き詰めてあって、営農がどうしてもできない状況のところでした。以上です。
議長	7-2 番、お願いします。
28 番委員	15 ページの地図で、これは平川から薩摩へぬける道路のすぐ横の圃場で、私の記憶では、30 年以上田んぼとして利用されておりません。20 年程前でしょうか、後ろのほうに山があるんですが、そこから土砂が流れ込んで、その土砂を、多分、田んぼの中に広げたんだと思います。畦も無いし、用排水も無い。申請された■■■■さんも高齢であります。農業は一切されておりません。隣の田んぼは耕作されていて、電柵がありますが、多少手入れをされているくらいで、これから良くなる方向には見えませんでした。以上です。
議長	7-3 番、お願いします。
25 番委員	7-3 番について、先ほど事務局から説明があったとおりなんですが、今、墓が 7 基建って、防火水槽が一つあるような状態です。境界、進入路等は特に問題ありませんでした。
議長	ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 4 号「非農地証明願について」の 7-1 番から 3 番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 4 号「非農地証明願について」の 7-1 番から 3 番は、妥当とすることに決定いたします。 次に、議題(5)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。 (なしの声あり) 事務局から議案はありませんか。 (ありません。) 無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。 次に、会次第 6 の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。 (なしの声あり) 事務局から事務連絡はありませんか。
事務局	(事務局より協議・連絡事項あり) ・担い手農家（認定農業者）に対する農地利用（農業経営）意向調査依頼について（強化月間） ・全国農業新聞新規購読の推進について ・活動記録の徹底について（農家との会話、話し合い参加、利用状況巡視、意向調査への支援など） ・遊休農地等拾い出しについて（オレンジカード 7 月末締切）

事務局

- ・ 地域別農地利用最適化推進会議について（出席依頼）
- ・ 認定農業者との意見交換会の開催について（周知）
- ・ 農業者年金オンラインセミナーの開催について（周知）
- ・ 農業者年金新規加入状況について（情報提供）
- ・ 熱中症対策の強化について（処置のフロー図紹介）
- ・ 川薩普及だよりについて（配付）
- ・ 令和 7 年産米の作付状況について（情報提供）
- ・ 公務災害補償保険料の引き去りについて
- ・ 農水省の米生産意向に関するアンケートについて（協力依頼）

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして、令和 7 年第 7 回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員